

広島県農業信用基金協会保証付農業専用融資  
(豊作くん)

(2020年1月6日現在)

1. 商品名 (愛称)	○広島県農業信用基金協会保証付農業専用融資 (豊作くん)
2. ご利用いただける方	○次の(1)から(3)の要件を全て満たし、当金庫の審査基準に適合する農業経営者にご利用いただけます。 (1) 農業に従事する個人または法人 (個人は借入申込時点で満70歳以下)。 (2) 当金庫の会員及び農協の組合員であること。 (3) 広島県農業信用基金協会の保証が受けられる方。
3. お使いみち	○事業に必要な運転資金及び設備資金 ただし、負債整理のための借換資金は除きます。
4. ご融資形態	○証書貸付、手形貸付
5. ご融資金額	○法人：運転資金の場合3,000万円以内、設備資金の場合5,000万円以内 ○個人：運転資金の場合1,000万円以内、設備資金の場合3,000万円以内 ○最低金額1万円以上1万円単位
6. ご利用期間	○運転資金 7年以内 ○設備資金 10年以内
7. ご融資利率	○当金庫所定の利率を適用します。
8. ご返済方法	○元金均等返済 (毎月または年1回返済) ○元利均等返済 (毎月返済) ○期日一括返済 (手形貸付のみ)
9. 担保・保証	○個人の場合 担保または連帯保証人が必要です。 ただし、貸付残高の合計額が1,800万円以内の場合、担保・連帯保証人が不要となる場合があります。 ○法人の場合 原則、役員全員を連帯保証人とし、物的担保を必要とする場合があります。 ※農外企業が新しく法人を設立し農業参入する場合、事業により母体となる企業の会社保証を必要とする場合があります。
10. 保証料	○保証料は融資実行時に一括払いしていただきます。
11. 手数料等	○条件変更や繰上返済をされる場合には「融資事務手数料一覧表」に基づく手数料が必要となりますので予めご了承ください。
12. 条件変更	○事前承認が必要です。

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<p>○当金庫の審査基準に適合しない場合や広島県農業信用基金協会の保証承諾が得られない場合は、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p>